

山形県公立大学法人授業料等徴収規程

平成21年4月1日規程第56号

最終改正 令和5年3月31日規程第12号

(授業料等の徴収)

第1条 山形県公立大学法人(以下「法人」という。)は、授業料、入学料、入学考査料及び寄宿料を、この規程の定めるところにより徴収する。

(授業料、入学料及び入学考査料の額)

第2条 授業料、入学料及び入学考査料の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、他の大学等と特別聴講生の授業料を徴収しない旨の協定を締結している場合は、当該協定の対象となる特別聴講生からは、当該協定の対象となる授業科目に係る授業料を徴収しないものとする。

(授業料の徴収の時期)

第3条 学生からの授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料の徴収は、前期にあつては4月に、後期にあつては10月に行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、授業料を納めようとする者から申出があつたときは、授業料を一括して徴収することができる。この場合において、授業料の徴収は、4月に行うものとする。

4 研究生からの授業料の徴収は、毎月行うものとする。

5 科目等履修生からの授業料の徴収は、入学を許可するとき及び履修を許可するときに行うものとする。

6 特別聴講生からの授業料の徴収は、入学を許可するときに行うものとする。

7 聴講生からの授業料の徴収は、聴講を決定するときに行うものとする。

(学生の入学の時期が徴収の月後である場合等における授業料の額及び徴収の時期)

第4条 特別の事情により、入学の時期が徴収の月後である場合に前期又は後期において学生から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学した日の属する月から次の徴収の月前までの月数を乗じて得た額とし、その徴収は、入学した日の属する月に行うものとする。

2 前項の規定は、前期又は後期の中途において復学した学生から徴収する授業料について準用する。この場合において「入学した日」とあるのは「復学した日」と読み替えるものとする。

(学生が学年の途中で卒業をする場合等における授業料の額及び徴収の時期)

第5条 特別の事情により、学年の途中で卒業し、又は修了する学生から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、その徴収は、当該在学する期間に属する各期の徴収の月に行うものとする。

(学生が退学する場合における授業料の額)

第6条 後期の徴収の月前に退学する学生から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

(入学料及び入学考査料の徴収の時期)

第7条 入学料の徴収は、入学許可書交付申請時とする。

2 入学考査料の徴収は、入学志願書提出時とする。

(寄宿料の額及び徴収の時期等)

第8条 寄宿料の額は、月額7,400円とする。

2 寄宿料の徴収は、入舎した日の属する月（以下「入舎月」という。）から退舎する日の属する月（以下「退舎月」という。）までとし、4月から9月までの前期と10月から3月までの後期に区分し、それぞれ前期にあつては4月に、後期にあつては10月に行うものとする。

3 入舎の時期が徴収の月後である場合に前期又は後期において徴収する寄宿料の額は、月額に入舎月から次の徴収の月前までの月数を乗じて得た額とし、その徴収は、入舎月に行うものとする。

4 前期又は後期中途において退舎した場合に前期又は後期において徴収する寄宿料の額は、月額に退舎月の属する各期の徴収の月（入舎の時期が徴収の月後であつて次の徴収の月前に退舎した学生にあつては、入舎月）から退舎月までの月数を乗じて得た額とする。

(学生から徴収する授業料等の免除及び猶予)

第9条 理事長は、経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、学生から徴収する授業料及び入学料の全部若しくは一部について、免除し、又は徴収を猶予することができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規程第8号）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成23年度においては、第3条第2項中「4月」を「4月及び5月」に読み替える。

附 則（平成24年4月1日規程第2号）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日規程第17号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月11日規程第2号）

この規程は、平成29年10月11日から施行する。

附 則（令和2年4月1日規程第10号）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年度においては、第3条第2項中「4月」を「4月及び5月」に読み替える。

附 則（令和5年3月31日規程第12号）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

2 平成26年度山形県立米沢栄養大学入学者選抜に係る料金の徴収に関する規程（平成25年規程第15号）は廃止する。

別表

区分		授業料	入学料		入学考査料
			県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	
山形県立米沢栄養大学	学 生	年額 535,800円	282,000円	564,000円	17,000円
	大学院の 研究科の 学生	年額 535,800円	282,000円	564,000円	30,000円
	研究生	月額 29,700円	84,600円	169,200円	9,800円
	科目等 履修生	1単位につき 14,800円	28,200円	56,400円	9,800円
	特 別 聴講生	1単位につき 14,800円			
山形県立米沢女子短期大学	学 生	年額 390,000円	140,000円	280,000円	18,000円
	科目等 履修生	1単位につき 14,800円	23,400円	46,800円	9,800円
	特 別 聴講生	1単位につき 14,800円			
	聴講生	1単位につき 5,000円			

備考 この表において、「県内に住所を有する者」とは本人又は本人の一親等の尊属が本人の入学の日の1年前から引き続き山形県の区域内に住所を有する者をいい、「県外に住所を有する者」とはその他の者をいう。